

令和2年12月定例会

文教厚生委員会記録

開催日時 令和2年12月10日（木曜日） 午前10時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第73号

有田市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第74号

有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

出席者

出席委員 上山寿示委員長・上野山善久副委員長

浜口元司委員・福永広次委員・堀川 明委員

中谷桂三委員・小西敬民委員

生駒三雄議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・馬倉三喜市民課長

石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長

南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長

若松伸行高齢介護課長・吉野有美子ども係長

教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事

嶋田実明生涯学習課長

水道事務所 江川敦夫水道事務所長・北野宏幸水道課長

井本恵介工務給水係長・上田章二業務係長

総合行政委

員会事務局 大谷せつ子局長

市立病院 神保佳紀事務長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○上山委員長： 開会挨拶

○松村課長： 議案第 73 号

有田市立保育所条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 箕島保育所の閉所による、会計年度任用職員への配慮はどうなっていますか。

○松村課長： 会計年度任用職員の保育士及び調理員に対して、来年度の雇用希望調査を行っております。その結果、統合や箕島保育所の閉所とは関係なく今年度末で退職を希望されておられる方もおられます。引き続き雇用の継続を希望される方は、全員雇用したいと考えております。

○中谷委員： 退職希望者と、雇用継続希望者の内訳はどうなっていますか。

○松村課長： 現時点で退職を希望されている会計年度任用職員のうち、保育士の方は7名で、フルタイムの方が2名、短時間勤務の方が5名です。調理員の方は2名で、フルタイムの方、短時間勤務の方がそれぞれ1名です。

○上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。

○福永委員： 今の人数は箕島保育所だけではなく、保育所全体での数字でしょ。箕島保育所の分はどうなっているのか。

○松村課長： 先ほどの人数は保育所全体のものであります。箕島保育所の会計年度任用職員は、全員引き続きの雇用を希望されています。

○上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。

○小西委員： 閉所には大変な労力が必要だと思います。箕島保育所の閉所については、議会へは当局からの報告ではなく、世間からの情報で、当局に確認して間違いはないということであったかと思います。今回のことを教訓にして、皆さんが知り得た情報は他へは漏らさないということをお願いしておきます。

少子化が、箕島で進んでいることについてショックを受けました。園児の散歩コース沿いにお住まいの方から、非常にさみしい事という声も聞いておりますが、市政運営については必要なことでもありますので、私は賛成させていただきます。

○上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。

○浜口委員： 箕島保育所の閉所については、園児の減少ということで致し方ないことと理解しています。今後、この施設を有効活用するということが一番の課題であると思います。有田市が保有する物件は少ないので、箕島保育所については購入したいとか、貸してほしいとかということがあろうかと思いますが、もし、そのような団体なりがあれば、十分吟味して、貸し出していきたい。公共的な団体だけではなく、個人的にご苦労されている団体もありますので、閉所後の箕島保育所の貸与等については、当局で十分協議をして結論を出すよう強く要望しておきます。その点については、部長どうですか。

○宮崎部長： 公共施設の有効活用については、まちづくりの観点からも非常に重要なことと考えております。民間活力等による公共施設跡地活用方法の提案募集をしており、現在1団体からの提案がございます。

しかし、市内でもまちづくりや、箕島保育所の跡地をどのように利用していくのが市のためになるかということも考え、また、その1団体とも十分協議をして進めていきたいと考えております。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○北野課長： 議案第74号
有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○福永委員： 水道料金の支払いについて、口座振替と集金の件数はどれだけですか。

○上田係長： 口座振替は約1万件、集金は約570件です。

○福永委員： 集金から口座振替に変更してもらう対応はしていますか。また、その対応で口座振替が増えた実績はありますか。

○上田係長： 集金については年々減少傾向です。新規申込みについては、ほとんど口座振替をお願いしている状況です。将来的には口座振替の件数を増やしたいと考えていますので、状況を見ながら、進めていきたいと考えています。

○福永委員： 集金の業務が無くなれば、集金する人を他の業務で雇うこともできるので、口座振替を推奨するよう水道事務所としても対応するべきだと

思います。

- 上山委員長**： ほかにご質疑ありませんか。
- 中谷委員**： 先日の議案質疑のときに年間約500万円の削減と聞きましたが、検針が2ヶ月に1回ということで、この500万円の内訳は検針員さんの人件費だと思いますが、合理化と言えども、隔月となると検針員さんへの影響をどう考えていますか。
- 北野課長**： 検針員の皆さんには、委託業者を通じて、事前に隔月検針になることは周知しているところです。それをご理解いただいた上で、全員引き続きしていただけることを確認しております。
- 中谷委員**： 委託契約金で削減される500万円のうち、減額される検針員さんの分はどれだけですか。
- 上田係長**： ほぼ検針員さんの人件費に充たっていると思います。検針員さんも他にも仕事をしながら、空いた時間で検針業務を行っていると聞いておりますので、こちらとしましても早いうちに周知をして、検針をしなくなった月の分は、早いうちに他の仕事を探せるように配慮しております。
- 中谷委員**： この業務を委託するとなったときに、検針員さんの賃金については委託先をお願いしてほしいとも言いましたが、今の答弁のように、その辺りの配慮もお願いします。
それから、今回の2ヶ月に1回の検針というのは、他市を参考にしたのか、独自のことなのか、ここに至った経緯を教えてください。
- 北野課長**： 県内で調べましたところ、当市と同じように隔月検針、毎月請求をしているところは、紀の川市、海南市、橋本市です。
- 中谷委員**： 検針の結果票には、前年の同月水量の記載がありますが、今回の変更でどのように記載されますか。
- 上田係長**： 検針後には検針のお知らせをポスト等に入れております。隔月検針に変更となることで、一回の検針時に2ヶ月分を分けて表示することになります。今は前年の同月水量を記載しておりますが、隔月検針に移行後の1年間は、前年の水量データを表記するのは難しいと思われまます。2年目以降であれば、表記は可能になると思います。その点について、今後のシステム改修で検討したいと思います。
- 中谷委員**： 2ヶ月分まとめてでもいいから、私だけかもしれませんが、無駄遣いや漏水をチェックするためにも使えるので、可能であれば表記できるよう検討してください。
- 上山委員長**： ほかにご質疑ありませんか。
- 浜口委員**： 検針はその個人宅の量水器で行っている。その量水器から敷地内のものは個人の管理ということでいいですね。個人は一ヶ月に使う水量は把握していると思います。量水器から先の個人管理のところでも漏水した場合

使用水量が増えて、請求される金額が増える。毎月であれば、急に使用水量が増えれば、その旨のアドバイスをしていると思います。それで漏水等が判明するのはどれくらいありますか。

○北野課長： 現在は、検針時に使用水量が多い場合には、サービスで検針票に記入させていただいておりますが、隔月となりますと2ヶ月に1回となります。ただ配水管の分岐から個人宅の蛇口までは個人の所有で、特に量水器から敷地内は個人の管理となりますので、現在ホームページで周知していますが、水道メーターのパイロットを見ることで、水漏れの確認ができますので、改めてこまめな点検のお願いを周知していきたいと思います。

○浜口委員： それは十分わかります。例えば、蛇口を全部閉めた上で、量水器を見てメーターが回っていれば漏水しているということ。一般の人はそこが分からないから、検針員が親切で言ってあげている。そこで初めてその家の人気づく。それが2ヶ月になった場合、間隔が長くなるから十分配慮しないと、量水器から蛇口までの間で、大なり小なり漏水している家は相当数ある。隔月となった場合そのような問題が出てくると思う。検針で発見できた漏水の件数は把握できていますか。

○上田係長： 検針員さんはハンディターミナルという機器をもって業務をしていますが、異常水量の場合には、それに表示されます。月に20件近く異常水量があります。その場合は水道事務所の職員が、漏水の有無や、メーター数字の再確認を行っております。漏水の可能性がある場合は、市内の水道業者を紹介して、早めの修繕をお願いしております。

○浜口委員： 検針員さんがサービスで知らせてくれているので、助かっています。どこまでが市の管轄で、どこからが個人の管轄であるのかということとはなかなか分からない人が多いので、隔月の検針時に検針員さんには、今まで以上に漏水については注意をしてもらって、漏水の疑いがあれば、その個人に早く知らせる配慮をお願いしておきます。

○上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前10時36分